



島根県報

令和5年1月31日（火）

号外第7号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第69号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	弥栄旭インター線	浜田市弥栄町門田491番4地先から同市金城町小国868番22地先まで	前	メートル 7.56～ 68.49	メートル 802.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 23.49～ 259.52	メートル 540.00		

島根県告示第70号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町三刀屋606番5地先から同地先まで	前	メートル 5.85～ 20.24	メートル 9.10	雲南県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	13.28～ 20.24	9.10		